

新旧対照表（青森県公衆浴場規則）

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 別表第一(第五条関係) | | 別表第一(第五条関係) | |
| 区分 | 水質基準 | 区分 | 水質基準 |
| 一 浴槽水 | イ (略) ロ (略) ハ <u>大腸菌</u> は、一ミリリットルにつき <u>一コロニー形成単位</u> 以下であること。 | 一 浴槽水 | イ (略) ロ (略) ハ <u>大腸菌群</u> は、一ミリリットルにつき <u>一個</u> 以下であること。 |
| 二 浴槽水の原水及び上がり用水 | イ～ニ (略) ホ 大腸菌は、検出されないこと。 | 二 浴槽水の原水及び上がり用水 | イ～ニ (略) ホ 大腸菌は、検出されないこと。 |
| 備考 温泉等を使用する場合で、第一号ハ及び第二号ホに定める水質基準に適合し、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに定める水質基準は、適用しない。 | | 備考 温泉等を使用する場合で、第一号ハ及び第二号ホに定める水質基準に適合し、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めたときは、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに定める水質基準は、適用しない。 | |